

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	田の端地区 (田の端集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内の農地の8割弱が1人の担い手と1農業法人によって耕作されているが、他の耕作者は高齢のため、農業後継者等への農地の移行が円滑に実施できるかが課題である。
・農地は未整備で小区画・不整形であるため、担い手にとって、効率的な農地利用ができない。
・担い手の耕作農地が分散錯圃の状態にある。
・農地の大半が湿田であるため、水稲以外の作物の栽培が難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲及び飼料用米を主要作物としつつ、乾田化が図られた後は、麦、大豆や高収益作物である野菜等の作付についても担い手を中心に検討する。また、市、県と連携し減農薬、減化学肥料に取り組む。
・水路、農道等の管理については集落全体でできるような仕組み作りを検討していく。
・収益性の向上を図るため、堆きゅう肥の施用、減農薬・減化学肥料栽培に取り組む。
・ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入等スマート農業について検討する。
・集落内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

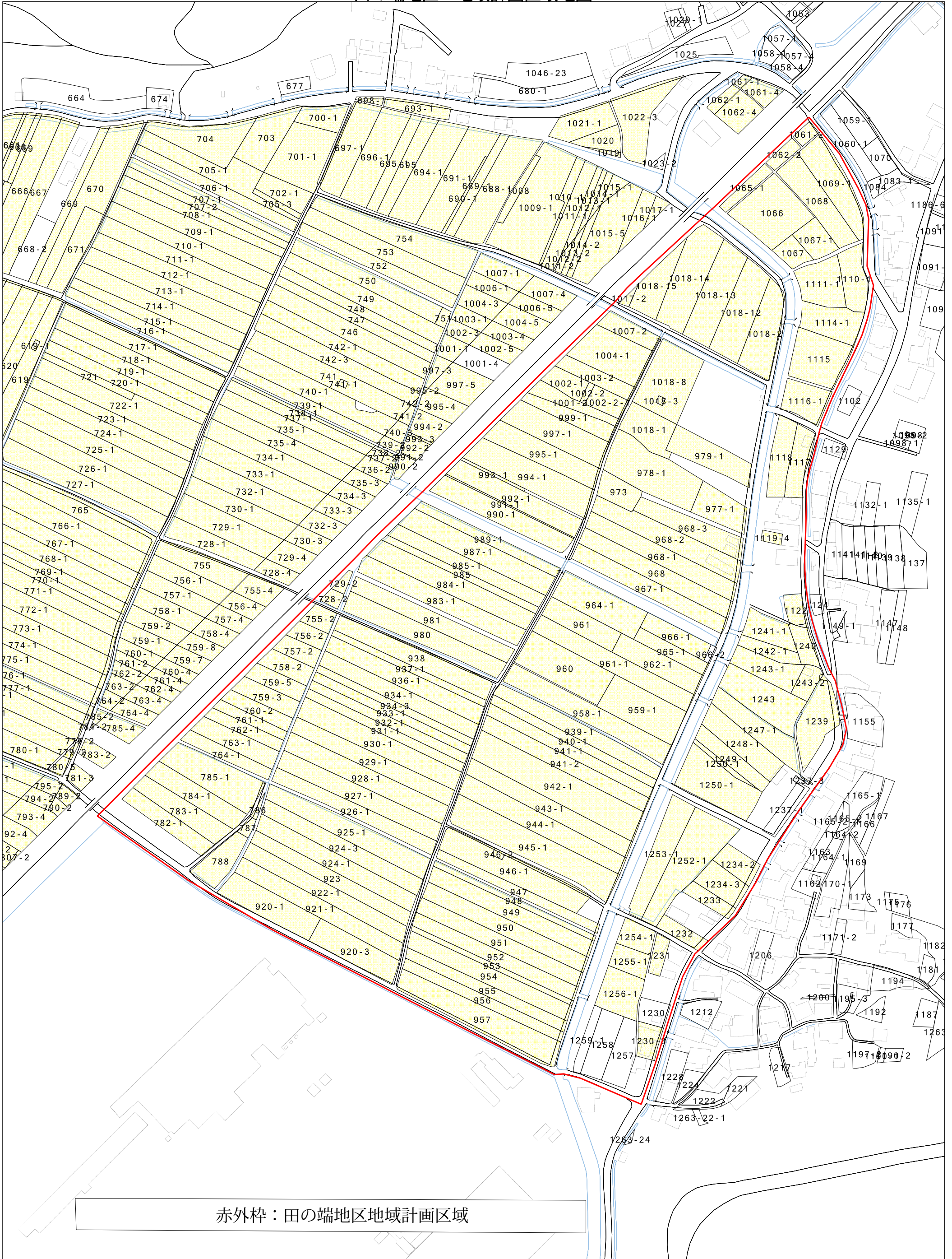
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
令和8年度以降にはほ場整備に着手する予定であるが、完了後は全ての農地を担い手に集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備対象農地は出し手、受け手に関わらず、農地中間管理事業を活用する。また、当面は耕作を継続する農家が営農が困難となった場合は、農地バンク機能を活用して農地を担い手へ貸し付けていくよう、担い手も含め、集落全体で農地の活用について検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
用排水の分離、農地の大区画化・汎用化を図るため、土地改良区、受益者等が連携しておおむね1区画1ha規模の基盤整備を令和8年の着工を目指して計画する。また、水利施設等については、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地が増加することも見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる水稻育苗作業は、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。</p> <p>③スマート農業の取組方針 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民・担い手農家・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。</p> <p>⑨耕畜連携 集落内で生産された飼料作物は、市内の畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。</p>				

田の端地区 地域計画区域地図



赤外枠：田の端地区地域計画区域